

試験センター利用規約

本規約は、オリックス・レンテック株式会社（以下当社という）の運営する試験センターにおいて、当社が提供いたします各種サービスをご利用されるお客様のすべてに共通して適用されます。お客様は、本規約をよくお読みいただき、本規約の各条項をご承認いただいたうえで、サービスをご利用いただくようお願いいたします。

第1条（定義）

本規約において、以下の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- ① 「試験センター」とは、試験対象物の各種試験のため、環境試験、信頼性試験等の試験受託サービス、試験設備の貸し出し等のサービスを行う当社の試験センターをいいます。
- ② 「試験設備」とは、試験センター内の試験装置、検査装置、試験システム等の各種試験設備をいいます。
- ③ 「試験対象物」とは、お客様または当社が行う試験に供される物質、物品であって、お客様と当社が協議のうえ定める試料をいいます。
- ④ 「試験」とは、試験センターで試験対象物に対して行うことのできる環境試験、信頼性試験等の各種試験をいいます。
- ⑤ 「試験設備利用サービス」とは、試験対象物につき、お客様がご自身で試験を行うため、当社がお客様に対し試験設備を貸し出すサービスをいいます。
- ⑥ 「試験業務受託サービス」とは、試験対象物につき、当社がお客様から委託を受けて行う試験業務の請負サービスをいいます。
- ⑦ 「試験サービス」とは、試験設備利用サービスおよび試験業務受託サービスの総称をいいます。
- ⑧ 「試験サービス利用契約」とは、本規約および所定の約款により、お客様と当社の間で成立する試験設備利用サービスおよび試験業務受託サービスにかかる契約をいいます。
- ⑨ 「試験センターHP」とは、当社が試験センターにて行う試験サービスをお客様にご案内するため開設したホームページをいいます。

第2条（規約等の変更）

当社は、必要に応じて本規約を変更することができるものとし、本規約を変更した場合、これを試験センターHPでお客様にお知らせします。なお、本規約の変更は、当社が試験センターHPに表示したときにその効力が発生するものとします。

第3条（サービスの内容）

当社が試験センターにてお客様に提供する試験サービスの内容は、以下のとおりとします。

- ① 試験設備利用サービス
当社は、試験対象物についてお客様が試験センターで試験を行うため、お客様に対し試験設備を貸し出します。
 - ② 試験業務受託サービス
当社は、当社とお客様が事前に協議のうえ定めた試験対象物の試験にかかる業務を、お客様から委託を受け行います。
2. 試験サービスの内容の詳細、手順等については、試験サービス利用契約にて定めるものとします。

第4条（試験サービスの利用）

試験サービスの利用については、お客様のご利用の申込み時にお客様に対し交付または提示する試験設備利用サービス約款または試験業務受託サービス約款（以下総称して試験サービス約款という）が適用されます。お客様は、試験サービス約款を本規約とともに試験センターHPにて確認することができます。

第5条（利用時間）

お客様が試験センターにて試験サービスを利用できる時間は、土曜日、日曜日と当社が定める休日（国民の祝、休日、振替休日を含む）を除いた日の原則として当社営業時間内までとします。なお、利用時間の延長については、別途当社と協議させていただきます。

第6条（利用料金等）

試験サービスの利用料金（以下利用料金という）は、当社所定の試験センター利用料金表（以下料金表という）記載の料金または見積書に定める金額とし、試験サービス利用契約で決定するものとします。

2. 当社は、料金表に定める利用料金については、物価、経済状況等の諸事情により、随時改定することができるものとします。

第7条（遵守事項）

お客様は、試験センター内（その敷地を含む、以下同様）において、次の各号を遵守するものとします。

- ① 当社が定めた試験センター内の立ち入り禁止区域に侵入しないこと。
- ② 当社の事前の承諾なくして、試験センター内での写真及び動画撮

影を行わないこと。

- ③ 試験センター内では、当社の指定場所以外で喫煙を行わないこと。
- ④ 他のお客様の行っている試験場所以外に出入りしたり、またはその試験状況をのぞき見したりして、他のお客様に迷惑をかけること。
- ⑤ 当社所定のセキュリティ関連規則、構内管理規定等に基づき、当社が適時おこなう指示に従うこと。

2. お客様が前項の各号の一に違反し、当社が損害を被った場合、お客様は、当社の請求に従いその損害を賠償するものとします。

第8条（譲渡等の禁止）

お客様は、本規約に基づきお客様が有する権利を第三者に使用させたり、譲渡、担保提供等しないものとします。

第9条（保証）

当社は、①試験設備利用サービスについて、お客様に提供する試験設備が正常な性能を備えていること、②試験業務受託サービスについて、当該試験サービス約款の規定によることにより試験業務を実施すること、および試験を実施した結果が成果物の内容のとおりであることのみを保証します。

2. 当社は、試験サービスの履行の結果、試験対象となるお客様の製品等がお客様所定の規格水準を満たさずお客様の希望する結果とならなかった場合でも、その結果につき何ら責任を負いません。

第10条（免責）

当社は、試験サービス約款に定める免責事由のほか、以下の場合には、無条件でその状況に従い試験サービスの提供を一時停止もしくは中止あるいは試験サービス利用契約の一部または全部の解約をできるものとします。

- ① 地震、噴火、洪水、津波等の天変地変または戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等の人災により試験サービスの提供ができなくなり、またはできなくなる恐れがあるとき。
- ② 法令の制定または改廃、公権力による命令処分、電力会社による電力供給停止その他の当社の責に帰すことのできない事由により試験サービスの提供ができなくなる事由が発生し、当社が必要と判断したとき。

第11条（機密保持）

お客様および当社は、本規約および本規約に基づき成立した試験サービス利用契約で知り得た相手方固有の技術上、営業上その他業務上の秘密を、当該試験サービス利用契約の有効期間中のみならず、その終了後も3年間第三者に開示、漏洩してはならない。

2. 前項の規定は、次の各号に該当する場合は適用されない。

- ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責めによらずして公知となったもの。
- ② 開示の時点で既に相手方が保有しているもの。
- ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。
- ⑤ 法令や公的機関の規則等により開示が要求されたもの。ただし、各当事者は当該要求を速やかに相手方当事者に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的にとりうる手段があるときは、その手段をとるべく努力するものとする。

第12条（裁判管轄）

本規約および試験サービス利用契約についての紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、お客様と当社は合意します。

第13条（特約条項）

本規約について、別途書面により特約した場合は、その特約は本規約と一体となり、本規約を補完、修正するものとします

第14条（本規約の変更）

当社は、試験センターHPに掲載することにより、必要に応じて随時本規約を変更することができるものとします。

2. 前項により本規約が変更された後にお客様が当社に試験サービス利用契約にかかる申込みを行ったときは、お客様は本規約の変更を承認したものとみなされます。

第15条（附則）

本規約は、2020年8月1日以降に締結される試験サービス利用契約について適用されます。

以上